

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 2 日

日程第 9. 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 9. 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、南風原町職員等の旅費に関する条例の改正に準じて宿泊を要する場合の日当額を見直すこと及び行政不服審査法の規定に基づく南風原町行政不服審査会の設置に関連し、委員及び専門委員の報酬及び費用弁償を定める必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。提案理由にもあったように、まず 1 点目は宿泊を伴う日当の増額です。それから 2 点目に、先ほどの議案で審議していただいた行政不服審査会委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の制定による今回の条例改正でございます。新旧対照表をご覧くださいませ。教育委員、農業委員、選挙管理委員、監査委員の皆さんの右側が改正前で、日当宿泊を要するものは 1,500 円となっておりますこれを 3,000 円に。その他の委員が 1,100 円を 2,400 円にという改正提案でございます。それから、新旧対照表の次のページに特別職報酬審議会委員の次に行政不服審査会委員及び専門委員報酬を 1 万 1,000 円。それから宿泊を伴う費用弁償については 2,400 円、宿泊を伴わない場合には 1,000 円という制定です。これにつきましては、今の新たな委員の追加については以上でございますが、ではなぜこの 1,500 円と 1,100 円をそれぞれ 3,000 円と 2,400 円にするかという理由でございますが、平成 17 年 4 月から行革に基づいてさまざまな補助金や区長の委託料、一定割合だったり定額であったり減じて行革を推進してまいりました。その同じ時期、平成 17 年 4 月 1 日の施行分からそれぞれ宿泊を伴う日当について 3,000 円を 1,500 円に、2,400 円を 1,100 円に減額をしておりました。今年度までずっとそれできたのですが、隣町村を見た場合、すでにそれが元に戻されたと言いますか本町と同じ額に戻されておりましたこと、現状の物価等、県外に研修等出張した場合、1 日 1,100 円では厳しい部分があるということです。ということで、隣町村の勘案、現状物価等を勘案した結果、本町においても隣町村並みにと言いますか平成 17 年と同額のレベルに

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 2 日

戻させていただきたいという今回の提案でございます。以上が議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。